

(8) 住所が変わったとき

- (1) 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- (2) 住民票の写し（コピー不可・取得後6ヶ月以内のもの、
マイナンバー法による個人番号の記載は不要）
- (3) 運転免許証
※郵送による申請の場合は、コピーを添付。

※住所変更のみの場合は、運転者証訂正申請の必要はありません。

【注意】

申請用紙、添付書類などに不備がないよう、再確認をお願いします。

登録番号

登録事項変更等届出書

香川県タクシー協同組合 殿

届出年月日

令和 年 月 日

運転免許証の番号	(新)									-	運転免許の効力停止期間の短縮 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで 日間短縮	
	(旧)									-		
運転免許証の有効期限	(新)	平成			年			月			日	法第7条第1項第2号に該当
	(旧)	平成			年			月			日	
運転免許証の種類	(新)	1. 大型		2. 中型		3. 普通						法第7条第1項第4号に該当
	(旧)	1. 大型		2. 中型		3. 普通						
氏名	フリガナ											
	(新)氏名	フリガナ					フリガナ					事業者コード
住所	(新)住所	フリガナ					フリガナ					事業者コード
	(旧)住所	フリガナ					フリガナ					事業者コード

届出者の氏名

住所

注 (1) 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は(旧)の欄とする。
 (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
 (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
 (4) 法第7条第1項第4号に該当の欄は、法第7条第1項第4号に該当するに至った事由を記入すること。
 (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
 (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

運転免許証の写し

(表面)

(裏面)

原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住 所

事業者名

印